

ブロック塀等撤去費補助制度のご案内

豊山町では、大規模地震発生時におけるブロック塀等の倒壊から町民の生命の安全を確保するため、道路・公共施設の敷地に面する全てのブロック塀等を撤去する所有者に対し、撤去費用の一部を補助しています。

対象となるブロック塀等

次の①、②ともに該当するもの

- ①コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀(門柱を含む)
- ②道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のもの

補助対象者

ブロック塀等を所有する個人又は法人

補助対象工事

道路等及び公共施設の敷地に面する
全てのブロック塀等を撤去する工事

補助金の額

次の①と②を比較し、少ない額の1/2 (上限10万円)

- ①対象となるブロック塀等の撤去に要する費用
- ②対象となるブロック塀等を撤去する長さ(m) × 1万円

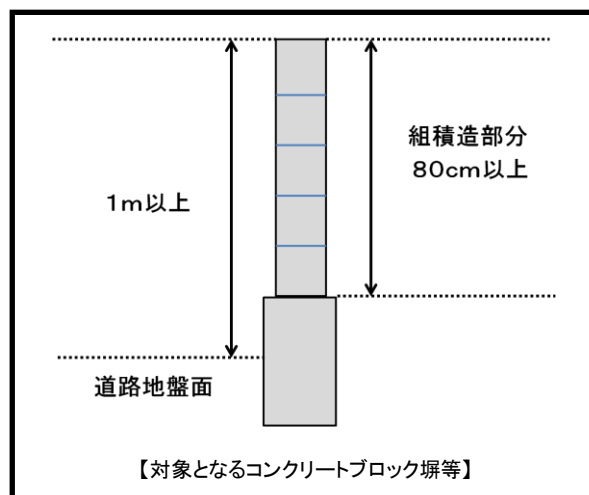
※令和4年3月31日までの間に、小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀を撤去する場合の補助金額は次のとおりです。

次の①と②を比較し、少ない額の3/4 (上限15万円)

- ①対象となるブロック塀等の撤去に要する費用
- ②対象となるブロック塀等を撤去する長さ(m) × 1万円

その他

工事請負契約前(工事着手前)に補助金申請し、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。



問い合わせ先: 豊山町役場 まちづくり推進課
電話: 0568-28-0944 (直通)